－通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者を雇用している事業主向け－

（モデル例６）法第１４条第１項に基づく説明事項文書の作成例（その２）

以下に示す例示は、パートタイム労働法第14条第１項に基づく説明義務の履行に当たって、パートタイム労働者に文書で示す場合の例示です。

パートタイム労働者の雇用管理の改善措置の内容の説明は、パートタイム労働者が的確に理解することができるよう口頭により行うことが原則であること、事業所によって説明すべき措置内容は多様であると考えられること、パートタイム労働者から説明を求められた場合は、同法第14条第２項に基づき説明する必要があることにご留意ください。

パートタイム労働者の雇用管理の改善措置の内容について

年　　月　　日

　○○　○○　様

事業所名

使用者職氏名

パートタイム労働者の雇用管理改善措置内容について、パートタイム労働法に基づいて、下記のとおりお知らせします。

ご不明な点がありましたら、相談窓口までお問い合わせください。説明を求めたことを理由とした不利益な取扱いを行うことはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口：○○課　○○　○○（内線：1234）ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　xxxxxxxxx@xx

１　待遇

【例】労働時間以外のすべての待遇について、通常の労働者との差別的な取扱いをしません。

２　正社員転換推進措置

【例】次の要件を満たす場合には、正社員登用試験を受験することができます。

1. 勤続満○年以上であること
2. フルタイム勤務ができること
3. 正社員への転換を希望していること
4. 直近○回の人事評価が、すべて○以上であること
5. 直属上司の推薦があること

正社員登用試験の内容は、一般常識・業務に関する知識を問う筆記試験、役員面接試験です。

転換時期は毎年４月１日です。